

労働安全衛生法第 28 条第 3 項第 2 号の規定に基づく指針 (がん原性指針) の概要

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」を告示で定めるとともに、その物質に関する健康障害防止指針を公表している。

I これまでの経緯

- (1) 平成 3 年から平成 18 年まで、四塩化炭素をはじめとする計 18 物質を対象として個別の物質ごとに指針公示を実施。
- (2) 平成 23 年 10 月、8 物質を対象に追加するとともに、個別の物質ごとに公示していた指針を統合。①保護具、②作業環境測定の方法・測定結果の評価指標等については施行通達により示す形へと改定。
- (3) 平成 24 年 10 月、1-ブロモブタン及び2-アミノ-4-クロロフェノールの 2 物質を追加。
- (4) 平成 25 年 10 月、N,N-ジメチルアセトアミドを追加。
- (5) 平成 26 年 10 月、発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質が特別有機溶剤として特定化学物質障害予防規則（特化則）による規制対象とされたことに伴い、当該 10 物質に係る特別有機溶剤業務以外の業務を指針の対象とする改正を実施（うち 4 物質は新規追加。6 物質は既に指針対象物質であったため、特別有機溶剤業務を指針対象から除外。）。
また、ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイトを追加。
- (6) 平成 28 年 3 月、エチルベンゼン、4-ターシャリーブチルカテコール、多層カーボンナノチューブ（厚生労働省労働基準局長が定めるもの※に限る。）、メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピルを追加。

※MWNT-7 のみ規定。

II 現行の指針の構成

1 趣旨

対象物質及び対象物質を重量の1%を超えて含有するものを製造し、又は取り扱う業務における労働者の健康障害防止に資するため、事業者が講ずべき措置を定める。

2 対象物質（CAS登録番号）

指針の対象とする34物質の物質名及びCAS登録番号を列挙。

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

対象物質を以下3グループに類型化して措置を規定。

- A) 有機溶剤（N，N－ジメチルホルムアミド及び1，1，1－トリクロルエタン）
- B) 特別有機溶剤以外の特定化学物質（パラ－ニトロクロルベンゼン）
- C) 特別有機溶剤（エチルベンゼン、クロロホルム等）
- D) 上記A・B以外

※A～Cの全てについて作業環境管理、作業管理、排気・排液等による汚染防止、保護具、作業基準の策定は共通。なお、具体的に選定すべき保護具は、通達で物質ごとに示す。

4 作業環境測定について

各物質について作業環境測定及びその結果の評価を行うことを規定。測定結果及びその評価の結果は30年間保存に努める。

※具体的な測定方法及び評価指標は、通達で物質ごとに示す。ただし、評価指標が設定できない物質については測定のみ規定。また、平成28年3月追加のメタクリル酸2，3－エポキシプロピルについては、測定方法等が確立していない段階で指针对象物質への追加を先行して実施している。

5 労働衛生教育について

教育内容及び時間（総じて 4.5 時間以上）を規定。

6 労働者の把握について

対象物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の記録を行うことを規定。

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

対象物質を以下 3 グループに類型化して措置を規定。

- a. ラベル表示及び SDS 交付の義務対象物質
- b. SDS 交付のみの義務対象物質
- c. 上記以外